



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年10月9日金曜日 第2107号

◇ 目次 ◇ 規 則

愛媛県農林漁業組合等検査規則の一部を改正する規則..... 892

告 示

肥料の登録の失効..... 896
解除予定保安林..... 896
保安林の指定の解除..... 896
都市計画事業の事業計画の変更認可..... 896

道路の区域変更（県道大野原川之江線）..... 896
道路の供用開始（ " ）..... 896
開発行為に関する工事の完了..... 897

労働委員会告示

あっせん員候補者の公示..... 897

雑 報

裁判手続開始の決定の公告..... 898

規 則

○愛媛県規則第52号

愛媛県農林漁業組合等検査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年10月9日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県農林漁業組合等検査規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県農林漁業組合等検査規則（昭和38年愛媛県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>（趣旨）</p> <p>第1条 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第142条の2から第142条の4まで、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条及び森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条の規定に基づく検査は、この規則の定めるところにより実施する。</p> <p>（検査の目的）</p> <p>第2条 検査は、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、農業共済組合、農業共済事業を行う市町（以下「市町」という。）、水産業協同組合_____、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会（以下「組合等」と総称する。）の業務及び会計の状況を実地に検討し、適切な指導を行い、その経営又は事業運営の改善向上を図り、もつて組合等の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>（年間検査計画等の作成）</p> <p>第3条 知事は、毎年度当初に、年間検査計画及び検査重点事項を作成するものとする。ただし、行政上の要請により緊急に検査の必要が生じた場合又は組合員等から検査の請求があつた場合における当該検査に係る年間検査計画及び検査重点事項については、作成を要しない。</p> <p>（検査員等）</p> <p>第4条 検査は、職員のうちから知事が命ずる2人以上の検査員に行わせるものとする。この場合において、検査の一環として支所、出張所等の出先機関において単独で現物の検査に従事させ、及び検査員でない職員を検査員の指揮下にその検査に従事させることがある。</p> | <p>（趣旨）</p> <p>第1条 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第142条の2から第142条の4まで、水産業協同組合法（昭和23年法律第142号）第123条及び森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条の規定に基づく検査は、この規則の定めるところにより実施する。</p> <p>（検査の目的）</p> <p>第2条 検査は、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、農業共済組合、農業共済事業を行う市町（以下「市町」という。）、水産業協同組合、水産業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会（以下「組合等」と総称する。）の業務及び会計の状況を実地に検討し、適切な指導を行い、その経営又は事業運営の改善向上を図り、もつて組合等の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>（検査員等）</p> <p>第3条 検査は、職員のうちから知事が命ずる_____検査員に行わせるものとする。この場合において、_____検査員でない職員を検査員の指揮下にその検査に従事させることがある。</p> |

2 検査に当たっては、検査員のうちから当該検査の責任者（以下「検査責任者」という。）を選定するものとする。

（検査事項）

第5条 検査は、組合等の業務及び会計のすべてについて行うものとする。ただし、知事が特に指示をした場合には、当該指示により行うものとする。

第6条 省略

（検査の範囲）

第7条 検査は、原則として、検査の基準となる日（以下「検査基準日」という。）の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までの期間について行う。ただし、特に必要があると認められるときは、過年度及び検査基準日後の期間についても行うことができる。

2 前項の検査基準日は、検査に着手した日の前業務日とする。ただし、検査に着手した日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合には、検査に着手した日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。

第8条 省略

（検査通知書等）

第9条 検査員は、検査の着手に際しては、理事その他の責任者に対し、検査通知書（様式第1号）を交付し、かつ、身分証明書（様式第2号）を提示して、検査を行う旨を告げるものとする。

2 検査員は、検査を実施するときは、前項の身分証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 農業災害補償法の規定に基づく検査に係る第1項の規定の適用については、同項中「身分証明書（様式第2号）」とあるのは、「農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第46条に規定する証票」とする。

第10条 省略

第11条 省略

第12条 省略

第13条 省略

（被検査組合等に対する配慮）

第14条 検査員等は、検査に当たっては、被検査組合等の業務の執行に支障のないようにするとともに、被検査組合等に無用の負担を負わせないように留意しなければならない。

第15条 省略

（検査の講評）

第16条 検査員は、検査の終了に際して、役員等に対し検査によつて明らかとなつた事項について講評を行うとともに、役員等から意見等を聴取し、もつて、役員等をして速やかにその欠陥を是正し、その長所を伸長させるよう努めなければならない。ただし、特別の事由があるときは、講評及び役員等からの意見等の聴取をしないことができる。

2 省略

（検査書の交付）

第17条 知事は、検査終了後速やかに検査員に検査書を作成させ、これを被検査組合等に交付するとともに、役員等に対しその責任ある意見又は今後の措置若しくは方針を記載した回答書の提出を求めるものとする。ただし、特にこれらの措置が必要でない認められる場合は、この限りでない。

2 前項の回答書には、理事会（当該回答書の内容が監事事項に係

（検査事項）

第4条 検査は、次の事項について行なう。

(1) 業務運営の状況

(2) 資産及び負債並びに損益の状況

第5条 省略

第6条 省略

（証票）

第7条 検査員は、検査を実施するときは、別記様式による証票を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

第8条 省略

第9条 省略

第10条 省略

第11条 省略

（被検査組合等に対する配慮）

第12条 検査員等は、検査にあつては、組合員____の業務の執行に支障のないようにするとともに、組合等____に無用の負担を負わせないように留意しなければならない。

第13条 省略

（検査の講評）

第14条 検査員は、検査の終了するに際して、役員等に対し検査によつて明らかとなつた事項について講評を行ない

____、もつて、役員等をしてすみやかにその欠陥を是正し、その長所を伸長させるよう努めなければならない。

2 省略

（検査書の交付）

第15条 知事は、検査終了後すみやかに検査員に検査書を作成せしめ、これを被検査組合等に交付するとともに、役員等に対しその責任ある意見又は今後の措置若しくは方針を記載した書面____の提出を求めるものとする。ただし、特にこれらの措置が必要でない認められる場合は、この限りでない。

るものである場合にあっては、監事会)の議事録及び監事の意見書を添付するものとする。

(検査の拒否等に対する措置)

第18条 検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の実施が困難であると認められたときは、検査責任者は、直ちに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(指導監督部門との連携)

第19条 検査の実施に当たっては、組合等の指導監督を行う部門と連携し、事前に指導監督上の問題点等について十分に把握し、検査に反映させるよう努めるものとする。

第20条 省略

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

様式第2号(第9条関係) 身分証明書

省略

| | | | |
|----|-------|---|--------|
| 省略 | 愛媛県知事 | 印 | 省 略 |
|----|-------|---|--------|

注 「」の部分には、次のうちいずれかを記入すること。

- 1 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第94条
- 2 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第123条
- 3 森林組合法(昭和53年法律第36号)第111条

(検査の拒否等に対する措置)

第16条 検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の実施が困難であると認められたときは、検査員は、ただちに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

第17条 省略

別記様式(第7条関係)

省略

| | | | |
|----|-------|---|--------|
| 省略 | 愛媛県知事 | 印 | 省 略 |
|----|-------|---|--------|

注 「」の部分には、次のうちいずれかを記入すること。

- 1 農業協同組合法 _____ 第94条
- 2 水産業協同組合法 _____ 第123条
- 3 森林組合法 _____ 第111条

第2条 愛媛県農林漁業組合等検査規則の一部を次のように改正する。

様式第2号の前に次の1様式を加える。

様式第1号(第9条関係) 検査通知書

検 査 通 知 書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事 

の規定に基づき、貴

| |
|-----|
| 組合 |
| 市 |
| 町 |
| 連合会 |
| 中央会 |

 の検査を次のとおり実施する。

- 1 検査期間
- 2 検査員 (検査責任者)

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 「 」の部分には、次のうちいずれかを記入すること。

- (1) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第94条
- (2) 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第142条の2
- (3) 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第142条の3
- (4) 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第142条の4
- (5) 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第123条
- (6) 森林組合法(昭和53年法律第36号)第111条

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1242号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した

平成21年10月9日

愛媛県知事 加戸守行

| 失効年月日 | 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量(%) | 生産業者の氏名又は名称及び住所 |
|------------|-----------|---------|--------------|---------------------|-----------------------------|
| 平成21年9月24日 | 愛媛県第1265号 | 混合有機質肥料 | 南海混合有機質肥料5-4 | 窒素全量5.0 りん酸全量4.0 | 南海物産株式会社 松山市古三津二丁目20番38号 |

○愛媛県告示第1243号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年10月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除予定保安林の所在場所
今治市玉川町摺木字側尻八ヶ谷乙42の2、乙42の3
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
ダム用地とするため

○愛媛県告示第1244号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、

○愛媛県告示第1246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年10月9日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷地の員 | 延長 | 備考 |
|-------|---------|--|------|-------------------|-----------------|----|
| 県 道 | 大野原川之江線 | 四国中央市金生町下分字小山715番1地先から 同町下分字小山749番1地先まで | 旧 | メートル 12.0~14.6 | キロメートル 0.080 | |
| | | | 新 | 12.0~23.2 | 0.080 | |

○愛媛県告示第1247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年10月9日

愛媛県知事 加戸守行

次のように保安林の指定を解除する。

平成21年10月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除に係る保安林の所在場所
今治市菊間町松尾401の2、447の2、448の2、476の2、477の2
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
農道用地とするため

○愛媛県告示第1245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63号第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業（松山市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成21年10月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 事業施行期間
平成15年1月14日から
平成26年3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分
変更なし
 - 使用の部分
なし

| 道路の種類 | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|---------|--|------------|
| 県 道 | 大野原川之江線 | 四国中央市金生町下分字小山715番1地先から 同町下分字小山749番1地先まで | 平成21年10月9日 |

○愛媛県告示第1248号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年10月9日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

| 検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日 | 工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称 | 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名 |
|--------------------------------|--|------------------------------------|
| 21中局建（開）第31号 平成21年9月30日 | 伊予市八倉字千代國348番1、349番1、350番1、351番4 | 伊予市八倉545番地 山 下 衛 |

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第4号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

平成21年10月9日

愛媛県労働委員会

会 長 白 石 喜 徳

愛媛県労働委員会あっせん員候補者名簿

| 氏 名 | 現 職 又 は 地 位 | 委員経歴 | 委嘱年月日 |
|-----------|--|--------|------------|
| 白 石 喜 徳 | 愛媛県労働委員会会長 弁護士 | 26～39期 | 平成21年8月27日 |
| 山 下 泰 史 | 愛媛県労働委員会会長代理 弁護士 | 34～39期 | 〃 |
| 宇都宮 純 一 | 愛媛県労働委員会委員 愛媛大学法文学部教授 | 35～39期 | 〃 |
| 青 山 保 子 | 愛媛県労働委員会委員 特定社会保険労務士 | 36～39期 | 〃 |
| 桐 木 陽 子 | 愛媛県労働委員会委員 松山東雲短期大学教授 | 37～39期 | 〃 |
| 松 本 修 次 | 愛媛県労働委員会委員 全国一般愛媛地方労働組合特別執行委員 | 30～39期 | 〃 |
| 木 原 忠 幸 | 愛媛県労働委員会委員 連合愛媛会長 | 36～39期 | 〃 |
| 安 藤 伸 子 | 愛媛県労働委員会委員 連合愛媛中予地域協議会副事務局長 | 37～39期 | 〃 |
| 田 中 圭 子 | 愛媛県労働委員会委員 J A M四国愛媛地区協議会副事務局長 | 38～39期 | 〃 |
| 竹 森 義 彦 | 愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長・U I センセン同盟愛媛県支部支部長 | 39期 | 〃 |
| 廣 瀬 了 | 愛媛県労働委員会委員 宇和島自動車株式会社代表取締役社長 | 37～39期 | 〃 |
| 仙 波 誉 子 | 愛媛県労働委員会委員 株式会社岩本商会代表取締役社長 | 37～39期 | 〃 |
| 黒 田 周 子 | 愛媛県労働委員会委員 今治コミュニティ放送株式会社代表取締役社長 | 38～39期 | 〃 |
| 山 下 精 一 郎 | 愛媛県労働委員会委員 愛媛県経営者協会専務理事 | 39期 | 〃 |
| 安 尾 浩 和 | 愛媛県労働委員会委員 住友金属鉱山株式会社別子事業所総務センター長 | 39期 | 〃 |

| | | | |
|---------|---|--|------------|
| 新 村 利 秋 | 全日本海員組合愛媛支部長 四国地方交通審議会船員部会委員 | | 平成21年9月25日 |
| 一 色 昭 造 | 石崎汽船株式会社代表取締役社長・愛媛県旅客船協会会長 四国地方交通審議会船員部会委員 | | 〃 |
| 清 家 馨 | 愛媛県労働委員会事務局長 | | 平成21年4月1日 |
| 菊 地 久 男 | 愛媛県労働委員会事務局次長 | | 平成19年4月1日 |
| 橋 伸 二 | 愛媛県労働委員会事務局審査調整課長 | | 平成21年4月1日 |

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成21年9月30日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。
平成21年10月9日

愛媛県収用委員会
会長 矢野隆三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線新設工事（愛媛県宇和島市高串字丁田地内から同市三間町則地内まで及び西予市宇和町皆田地内から同市宇和町稲生地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び農業用水路付替工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

| 不 動 産 (土 地) の 表 示 等 | | | | | | | 土 地 所 有 者 住 所 氏 名 | 所有権以外の 権 利 の 表 示 | | 関 係 人 住 所 氏 名 |
|-----------------------|-------|-----|-----|------------|------------|------------------|----------------------------|----------------------|-----|------------------|
| 所 在 | 地 番 | 地 目 | | 面 積 | | | | 受 付 年 月 日 受 付 番 号 | 種 類 | |
| | | 公 簿 | 現 況 | 公 簿 (㎡) | 実 測 (㎡) | 収用しようとする土地の実測(㎡) | | | | |
| 愛媛県西予市宇和町稲生 | 393番1 | 墓地 | 墓地 | 15 | 14.33 | 14.33 | 不明 ただし、登記簿表題部所有者 山崎 菊太郎 | | | |